5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 北海道総合通信網株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	北海道知事
(2) ソフトバンクモバイル株式会社（紀伊由良基地に係るものに限る。）	和歌山県知事
(3) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西（由良局に係るものに限る。）	同
(4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（日本―韓国ケーブル・ネットワークに係るものに限る。）	福岡県知事
(5) 沖縄通信ネットワーク株式会社（沖縄県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	沖縄県知事

6　次に掲げる者が所有する天然ガスの採取及び輸送の用に供する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 石油資源開発株式会社（北海道鉱業所に係るものに限る。）	北海道知事
(2) 秋田県天然ガス輸送株式会社	秋田県知事
(3) 東北石油株式会社	同
(4) 国際石油開発帝石株式会社（群馬ラインに係るものに限る。）	群馬県知事
(5) 同（朝日工業株式会社供給線に係るものに限る。）	埼玉県知事
(6) 旭硝子株式会社（大網白里鉱業所に係るものに限る。）	千葉県知事
(7) 日本天然ガス株式会社（千葉工場に係るものに限る。）	同
(8) 伊勢化学工業株式会社（白里工場、白子工場及び一宮工場に係るものに限る。）	同
(9) 関東天然瓦斯開発株式会社（茂原鉱業所に係るものに限る。）	同
(10) 京葉パイプライン株式会社	同
(11) 国際石油開発帝石株式会社（千葉鉱業所に係るものに限る。）	同
(12) 合同資源産業株式会社（千葉事業所に係るものに限る。）	同
(13) ＪＸ日鉱日石開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）	新潟県知事
(14) 国際石油開発帝石株式会社（新潟鉱業所に係るもののうち新潟県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限り、大潟東京間高圧ガス輸送幹線に係るものを除く。）	同
(15) 石油資源開発株式会社（長岡鉱業所に係るものに限る。）	同
(16) 日本海洋石油資源開発株式会社、石油資源開発株式会社及び三菱瓦斯化学株式会社（海底パイプラインに係る設備に限る。）	同
(17) 国際石油開発帝石株式会社（松本ラインに係るものに限る。）	長野県知事
(18) 岡山パイプライン株式会社（岡山ラインに係るものに限る。）	岡山県知事

7　次に掲げる者が所有する水道又は工業用水道の用に供する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 独立行政法人水資源機構（長柄ダムに係るものに限る。）	千葉県知事
(2) 同（牧尾ダムに係るものに限る。）	長野県知事
(3) 同（阿木川ダムに係るものに限る。）	岐阜県知事
(4) 同（宇連ダム及び東郷調整池に係るものに限る。）	愛知県知事
(5) 同（日吉ダムに係るものに限る。）	京都府知事
(6) 同（室生ダム及び布目ダムに係るものに限る。）	奈良県知事
(7) 同（富郷ダムに係るものに限る。）	愛媛県知事
(8) 同（早明浦ダムに係るものに限る。）	高知県知事

8　次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産（搬器を除く。）

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 中央アルプス観光株式会社	長野県知事
(2) 株式会社白馬さのさか	同

9　次に掲げる者が所有する送水管に係る償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 三井化学株式会社（茂原工場に係るものに限る。）	千葉県知事
(2) ＪＦＥスチール株式会社（東日本製鉄所(千葉地区)に係るものに限る。）	同
(3) 株式会社クラレ（岡山工場に係るものに限る。）	岡山県知事
(4) 九星飲料工業株式会社（伊都工場に係るものに限る。）	福岡県知事

10　次に掲げる者が所有する原料運搬施設に係る償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 武甲鉱業株式会社（武甲鉱業所に係るものに限る。）	埼玉県知事
(2) 日鉄鉱業株式会社（鳥形山鉱業所に係るものに限る。）	高知県知事

11　次に掲げる者が所有する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1) 北海道石油共同備蓄株式会社（原油輸送用配管設備、原油備蓄タンク及びその付属施設のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	北海道知事
(2) 苫東コールセンター株式会社（石炭荷揚げ、保管及び払出し設備及びその付属設備のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
(3) 株式会社ニューメディア（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）	同
(4) オエノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
(5) ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（原油備蓄タンク及びその付属設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	宮城県知事
(6) 株式会社ニューメディア（山形県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	山形県知事
(7) 株式会社ケーブルテレビ山形（山形県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同
(8) 株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち福島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	福島県知事
(9) 同（テレビ共聴施設のうち茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	茨城県知事